

平成 21 年 6 定 建設常任委員会

服部委員

よろしくお願ひいたします。1 年間お世話になります。どうかよろしくお願ひいたします。

この本会議で知事は、提案説明の中で所信を述べておられますが、現下の我が国の経済状況について、知事の認識を明確に伺いました。政府が引き続き厳しい見方をしておるといふこと、雇用状況の悪化や世界経済の下振れといふことなどです。これは知事ならずともそのように受け止めているだろうといふ気がしまして、フランスの哲学者シラーは、個は全体の影であると言ったことは有名でございますが、知事は本県に目を転じてやはりこゝういった、我が国の景気の実情が、神奈川県にそのまま影となつて落ちていると知事は認識をされております。日銀短観の業況判断指数も、去る 3 月のものと昨年 12 月の時点で比べても 29 ポイント悪化している。これは半端ではありません。短観の比較可能な平成 10 年 3 月以来の記録を見ても、これだけの悪化はないわけでございます。神奈川県に経済も大変なところに置かれていると、改めて知事の提案説明によつて認識をいたしました。

そういうことに対して、本県も平成 21 年度当初予算の総額に第六次の緊急経済対策を盛り込んだところでは、議会も緊急経済対策調査特別委員会を開いて、その執行体制が十分になることを期待して審議をしたわけでございます。そこで当常任委員会の桐生副委員長もその中で議論をしたわけでございますが、当時の緊急経済対策調査特別委員会での桐生副委員長等の議論等を思い出しながら、これから伺つていきたいと思ふわけでございます。

特に知事が提案説明の中に入れて込んで県民に御説明した中には、厳しい経営状況に置かれていふ県内中小建設業者などへの支援策として、県が入札公告を行う工事について、最低制限価格率の上限を時限的に 85%から 90%に引き上げたとおっしゃっています。

もう一つは、中小企業制度融資等を述べられておりますが、この当常任委員会が所管する、県が入札公告を行う工事についての最低制限価格率の上限を 85%から 90%に引き上げたといふことについて、何点か伺つておきたいと思ふます。本県経済の非常に大事な点であつて、経済のしわ寄せが一番来ている業界が抱える命綱の課題であるといふ認識に立つての答弁をお願いしたいと思ふます。

したがつて、知事自ら説明したように、85%から 90%に引き上げた今回の見直しの目的がどのようなものか伺つておきたいと思ふます。

入札制度担当課長

委員のただ今のお話にもございましたように、大変厳しい経済情勢の中で、特に県内中小建設業の経営状況で申し上げますと、リーマンショック後の平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月までの倒産件数でございますが、前年同期と比べまして 22%増の 105 件、大変大きな数字になってございます。県全体では 11%増といふ中で建設業は 22%増、これは何とかしなければいけないといふことで、4 月から入札制度の中で何ができるか、そういう検討をしてきたわけでございますけれども、県としまして、これはもう緊急経済対策という位置付けの下で、県内中小建設業者の経営の安定と雇用の確保、そういったものに県が少しでも支援する、そういう考えの下で、入札制度かながわ方式の最低制限価格率の見直しを行ったわけでございます。

服部委員

大変重要な役割だということをデータで示されました。ありがとうございます。

そもそもこの最低制限価格率の85%というのは、いつから、どういう目的で、どういう対象で設定されてきたのか伺っておきたいと思います。

入札制度担当課長

85%という最低制限価格率でございますけれども、この率は昭和30年7月1日に設定されてございます。昭和30年当時というのはデフレ経済でありました。そういった状況の中で、契約したお金の支払が公共工事では確実に行われるということに建設業者が注目しまして、ダンピング入札がしばしば行われていた状況にあったと記録上残っています。そういったダンピングを防止しなければいけない。もう一つ、発注者側として工事の品質も確保しなければいけないということで、当時、工事を対象に最低制限価格率の85%を導入したということでございます。

服部委員

そういうことで、この85%がダンピング防止や、質の確保等のために設定をされたということですので。それで今回、最低制限価格率の上限を90%に引き上げることによって、どういう効果を見込んでいるのか伺っておきます。

入札制度担当課長

今回の見直しによりまして、最低制限価格率の平均が87%程度になるのではないかと試算しております。平成19年度の実績が83%でしたので、約4%程度上昇する見込みとなっております。この上昇する4%程度の部分が、県内中小建設業の経営の安定と雇用の確保につながるということの期待をしているところでございます。

服部委員

本当にそういう効果を期待もしたいし、そうなっていただきたいという思いでございます。

今回の引上げの措置は、知事のお話からいっても、提案説明からいっても、これは時限措置なのかどうか確認をしておきます。

入札制度担当課長

今回の見直しは、県内の特に中小建設業を取り巻く景気動向を注視しながら、平成23年3月31日までの時限的な措置ということでございます。

服部委員

分かりました。今後の平成21年度の発注件数及び事業量について、どのくらいありますか。

県土整備経理課長

6月16日の公告まで済んでいるということで、その後の見込みということでお答えさせていただきますが、今回御審議をお願いしてございます6月補正を含めまして、件数で今後、約1,100件、金額で申し上げますと約400億円と考えています。

服部委員

そういったところで、これは大変なことだと私も思います。そして、先ほどの御答弁でも4%の上昇ということですので。雇用や経営安定に寄与するという内容にはなるわ

けで、この約 400 億円の意味は大きいと思います。執行を計画的に進めていただきたいと思います。

さて、一つそういう対策を国との絡みでやったわけですが、業界の声、話合い等もあったと思いますが、ちょっとポイントだけでもお話しいただけますか。

入札制度担当課長

年数回、定期的に、(社)神奈川県建設業協会など業界との意見交換をやってございます。そういった中で、建設業界の利益率というのは非常に、低い状況にあるということです。何とかもう少し利益率を引き上げたいのだという中では、最低制限価格の引上げを是非検討していただきたいと思いますという声を頂いておりました。そういったものも踏まえまして、今回の見直しを行ったというところでございます。

服部委員

そういう利益率を上げるためには、いずれにしても時間があれば貸借対照表、損益計算書、一般的な建設業におけるそれらの平均的な実情を踏まえながら伺って、利益率を上げるためにどうしたらいいのかというところや、どこが負債的要件になっているのかというところまで踏み込んで伺いたいのですが、今回はやめますけれども、いずれにしても今回の措置が前向きに進んでいくように期待したいと思います。

そこで、神奈川県は影響力の大きい県ですが、実体経済の景気の動向について、本県の政令市が占めている、影響する部分は誠に大きい。横浜市では調査基準価格と最低制限価格の2種類あるわけですが、その違い、意味合いについて伺っておきたい。そして、本県はどうかを付け加えてください。

入札制度担当課長

まずはじめに、調査基準価格でございますけれども、こちらは入札価格調査制度において設定されている価格でございます。まず入札に当たって調査基準価格を設定いたしまして、これを下回る応札価格があった場合には、業者に対して、その価格で工事が適正に履行できるのかといった調査をいたします。そういう調査をした上で落札者を決定する制度でございます。したがって、調査基準価格を下回った場合でも、調査の結果、適正に履行できるということが確認できれば、その業者を落札者として決定し、契約することができることとなります。

一方、最低制限価格制度では、最低制限価格を1円でも下回りますと、即失格ということになります。入札参加者の経営努力といったものは、しん酌はされない、1円でも下回れば即失格ということでございます。

神奈川県におきましては、調査基準価格とは低入札価格調査制度において設定される価格のことですけれども、1件当たり26億3,000万円以上のWTO案件だけに低入札価格調査制度を導入しておりまして、250万円を超え、26億3,000万円未満の幅の工事はすべて最低制限価格制度で実施してございます。

服部委員

分かりました。

それで、横浜市は7月から最低制限価格及び調査基準価格の見直しをするということです。本県は6月1日から見直しはもう始まっているのですね。それで、本県については90%の見直しをしたということです。それで、見直し部分の特徴を御説明していただきたいと思います。横浜市の場合、神奈川県もそうだろうと思いますが、現行、建築系、これは最低制限価格を積算するときの要件でございますが、直接工事費プラス共通仮設費プラス現

場管理費掛ける5分の1、これ全体を掛けるアルファとなって、この辺は神奈川県と変わらないと思います。

そこで、どこを見直して今回90%になったのかというところで、私の想像では、今申し上げられた基本的な最低制限価格の見積りに加えて、一般管理費を加えたと思います。それに0.3を掛けて幾らという。それで、先ほど申し上げた全体のアルファの部分でございます。全体のアルファも、範囲としては10分の7から10分の8.5であったものを10分の7から10分の9ぐらいにしたのではないかと思いますけれども、本県の85%から90%にしたところの積算のポイントを御説明していただいて、なぜそのようにしたのかという理由をお話しいただければと思います。

技術管理課長

今回、最低制限価格率の計算におきましては、今、委員お話しのように、直接工事費に種々の諸経費率を加え合わせまして算出することになっております。今そのポイントになる点でございますけれども、今回見直した主なポイントといたしまして、従来、一般管理費につきましては10%を掛けていたものを、今回、工事の施工に間接的に必要となります機械装置の維持修繕費ですとか、従業員の給与手当等を一般管理費の対象に加えるということで、掛けるものを0.1から0.3に見直しております。そういった部分で大きな見直しをしております。これは、それぞれ工事の金額とか内容によって、計算することによって数字がいろいろ変わってまいりますけれども、そういった中で、従前ですと上限値を85%までにしていたところを、今回90%まで見直したということでございます。

服部委員

そういう対応は非常に大事だと思います。もちろんその間には業者の皆さん方とのヒアリングもあったと思いますので、これからもきめ細かな話合いの下で、拡大するべきときは拡大すると、そのような姿勢が今は一番求められていると思いますのでよろしく願います。

中小建設業への配慮を考えたとき、今回の最低制限価格で上限を引き上げた見直しというのは一歩前進だとは思っておりますが、入札方式についてはこのままでいいのか、それについて伺っておきます。

入札制度担当課長

入札制度かながわ方式でございますけれども、適正な競争のための環境づくり、それから県内中小企業の健全育成、公共工事の品質確保、そういったものを改革の視点に置きまして、平成18年4月から5,000万円以上の工事を対象にまず導入いたしました。そして、平成19年4月からは250万円を超える工事に全面的に導入いたしました。また、この平成21年4月からは、工事系の委託につきましても、1,000万円以上の大規模案件から、条件付き一般競争入札と最低制限価格制度を導入いたしました。今後できるだけ今年度の早い時期に、工事系の委託につきましても、250万円を超える案件まで拡大していきたいと考えております。今年度、一番まずやらなければいけないことは、この委託系の拡大なのかとも思っております。

さらに今日の御質問のお話ですけれども、緊急経済対策ということで最低制限価格率の90%への引上げといったことも実施させていただいたところでございます。

入札制度かながわ方式でございますが、公共工事を取り巻く状況とか、県内建設業の経営状況といったものに配慮しながら、毎年見直しをしているところでございます。今後につきましても、制度というものに完成というものはございませんので、関係の業界の皆さんの声、それから現場である土木事務所等の声、そういったものにも配慮しながら入札制

度の改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。

服部委員

ありがとうございます。私もそのように思いますので、引き続き今後は上期の80%前倒し発注というお話もありますから、遺漏のないように進めていただきたいと思います。

全体的には県土整備部合計としては125億9,900余万円、103.4%の6月累計予算額比は多い金額ではないと思います。その点も財政当局とよく話し合いを進めていながら、直接景気不景気に関係する部門であり、配分するパイの大きさは、努力して大きくしていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。